

# 「米の安定供給に係る短期的な対応策」を踏まえた 食糧法見直しの方向について

---

---

令和7年12月  
農林水産省  
農産局

※赤線部分は、食糧法の改正により措置することを検討している事項。

## ○ 流通構造の透明性確保のための実態把握の強化等

### ① 在庫量、出荷・販売取扱量等の流通情報の把握など実態把握強化を検討する

- 届出対象の追加（加工・中食・外食事業者を届出対象に追加）
- 報告対象事業者の拡大（取扱数量の規模要件の引下げ）
- 定期的な情報把握（定期報告の義務付け、報告対象事業者の規模に応じた報告頻度の見直し）
- 報告内容の拡大（在庫量、出荷・販売取扱量とその見込量、取引価格、精米数量等）

### ② 届出事業者等の違反を抑止し、是正するための適確な情報把握を担保する措置を検討する

### ③ 生産者から消費者までが客観的に判断するための材料として、市場動向について、より密に情報発信を行う

## ○ 今後の備蓄政策について、さらに早急に検討を進める

### ① 生産量の減少以外の不足要因にも対応できるよう、食糧法を改正し、備蓄の定義（目的）を見直すとともに、その水準について、③・④の制度設計も踏まえつつ、検討する

### ② 事前契約による令和8年産備蓄米の政府買入れは21万玄米トンを予定。政府備蓄米の放出（全体で約59万玄米トン）に係る買戻し及び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で行う

### ③ 政府備蓄について、今般の備蓄米の売渡しにおける課題の検証を踏まえ、備蓄期間、売渡しの方法、倉庫の地域偏在等について、より円滑な備蓄米の供給の観点から、その運営を見直す

### ④ 民間備蓄について、官民の役割分担と運営方法等につき、民間事業者の意見も踏まえた上で、その具体的な仕組みについて検討する

※ 民間備蓄の本格導入に向けた運用を検討するため、令和8年度の実証事業の実施について実証規模等の詳細を検討中。

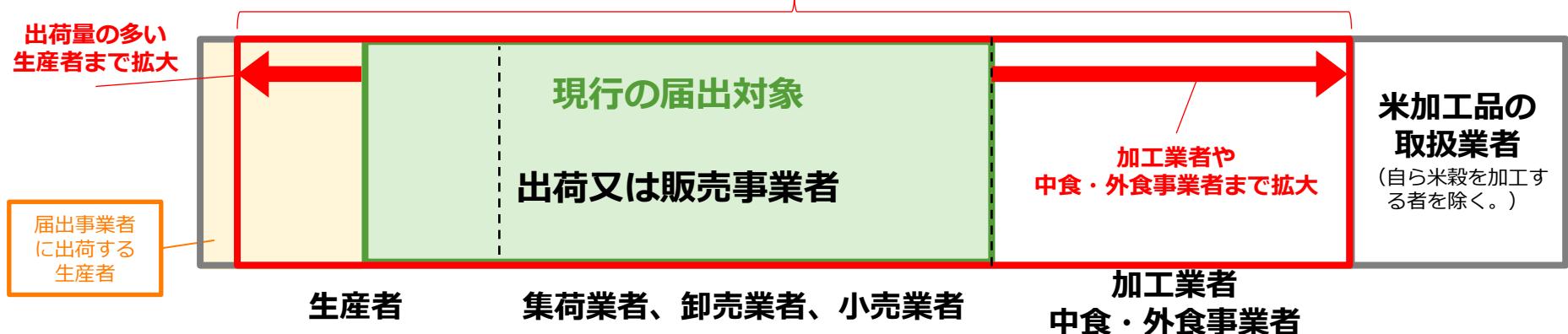
# 流通実態把握の新たな仕組みのイメージ（全体）

米の安定供給等実現関係閣僚会議  
(令和7年11月28日) 資料より

- 需給見通しの精度向上と、市場動向のより密な情報発信に向けた情報把握の強化のため、食糧法の届出対象を拡大するとともに、新たに定期報告を措置。届出・定期報告とともに、事業者への新たな負担を考慮しつつ、実効性確保の方策を併せて検討。

## 【食糧法の届出対象】

### 新たな制度の届出対象



## 【食糧法の義務】赤字は新設

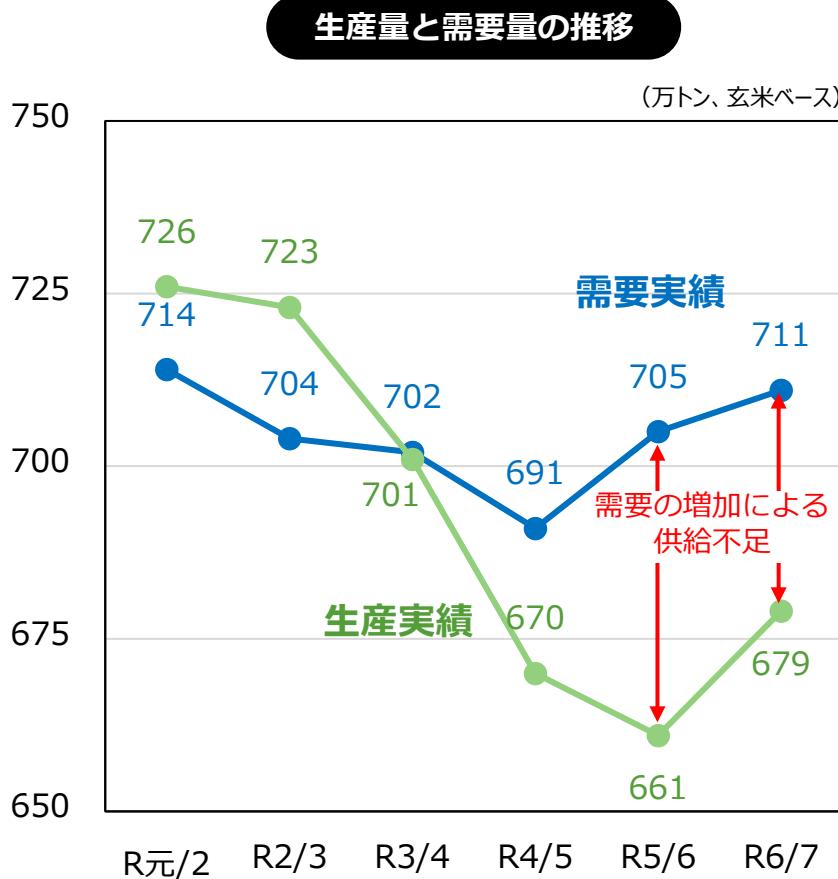


\*1定期報告の対象となる年間取扱数量の下限や、報告頻度については、省令などで定める予定。

\*2トレサ法での保存義務事項の情報と相互に連携させることで、その実態を運用上確認。

# 備蓄米の定義（目的）

- 備蓄の保有目的については、食糧法において、米穀の生産量の減少による供給不足のみを想定した規定が置かれていた。
- 他方で、今般、高温障害による歩留り悪化やインバウンド需要の増大など、**想定を超えた需要増による供給不足**が生じたほか、過去には、東日本大震災や熊本地震でも**災害による局地的な供給不足**が生じた。
- これらを踏まえ、今後は、生産量の減少による供給不足に限らず、需要量の増加等による供給不足にも対応できるよう、目的の見直しを検討（引き続き「量」に着目することは変わらず）。



- **主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）（抜粋）**

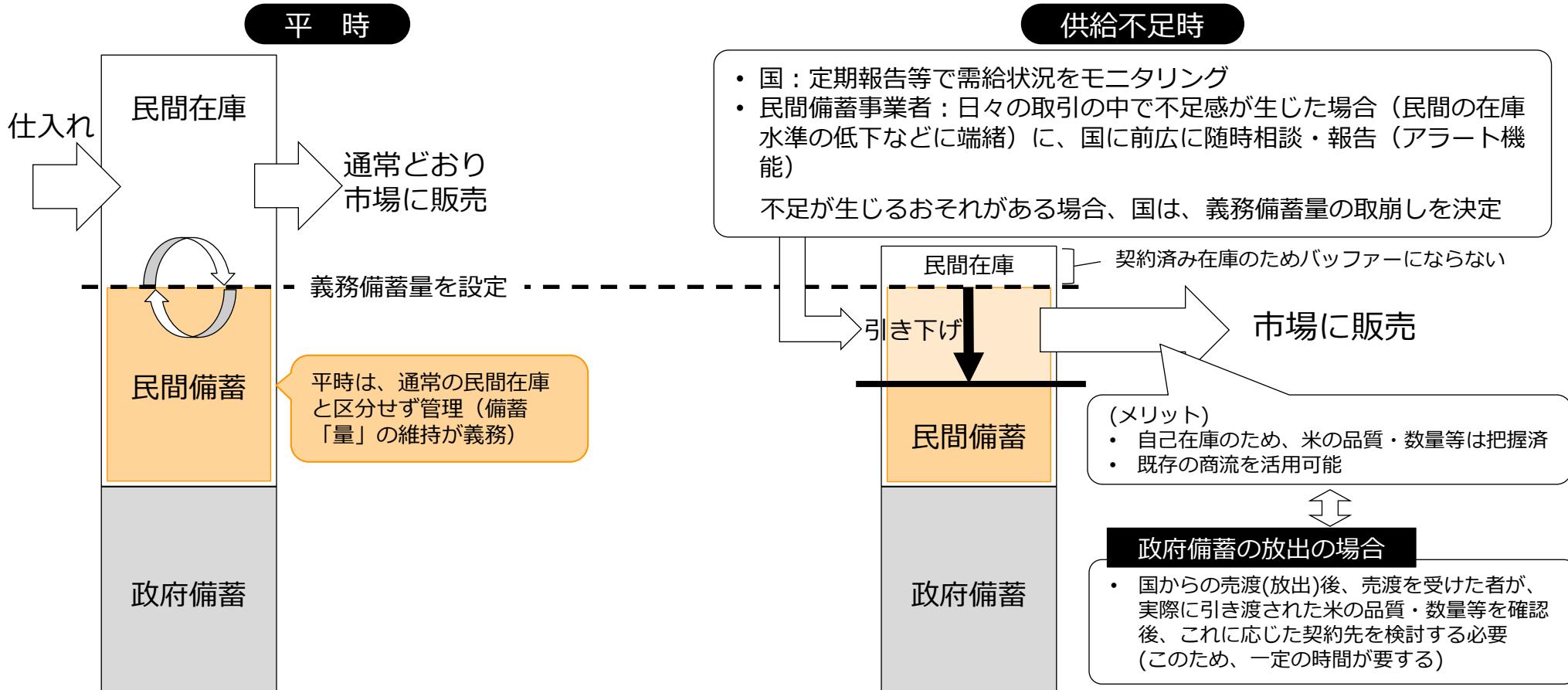
## 第一章 総則

- （定義）
- 第三条（略）
- 2 この法律において「米穀の備蓄」とは、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。
- 3（略）

生産量の減少による供給不足に限らず、需要量の増加等による供給不足にも対応できるよう、目的の見直しを検討

# 民間備蓄

- 民間備蓄は、通常の民間取引で回している米の一定量を備蓄米として維持するものであり、民間備蓄の目的である不足時の供給に支障がない範囲で通常の民間在庫と区分せず管理する方式を想定。
- 民間備蓄の放出時の価格については、民間備蓄保有者から取引（数量、価格等）に係る報告を求め、必要に応じ公表。その際、食料システム法に基づくコスト指標を基に、これに適正な利潤を加味した水準を確認。仮に過大な利潤を加味して売り渡していると判断される場合、備蓄米の円滑な流通への懸念として法律に基づく立入検査等を実施。



# 生産調整に関する規定の削除・需要に応じた生産の促進

- 食糧法上は、生産調整の文言が存置（平成15年改正当時に指向されていた生産調整方式（生産調整方針の認定が規定））されており、実態は形骸化。
- 現在の施策を進める観点から、生産調整に関する規定を削除し、政府は需要に応じた生産を促進すること、生産者は需要に応じた生産に主体的に努力すること等を法定化し、その前提として国及び地方公共団体による情報提供の責務等を規定。

## 現在の需要に応じた生産の体制

国

- 全国の需給見通しやマンスリーレポートによる情報提供
- 食料自給率・自給力向上のための戦略作物等の生産に対する助成、キャラバンの実施

## 周知、意見交換

県協議会

〔県、農業団体、  
法人協会 等〕

- 国からの情報等により、県産米の販売需要動向等を把握
- 県において、水田で、どの作物をどれだけ推進するかを決定（水田収益力強化ビジョン等）

## 周知・調整

地域協議会

〔市町村、  
生産出荷団体、  
担い手農業者 等〕

- 国や県協議会からの情報等により、地域の米の販売需要動向等を把握
- 地域において、水田で、どの作物をどれだけ推進するかを決定（水田収益力強化ビジョン等）

## 周知・調整

農業者

- 提供された情報やビジョンを踏まえ、自らの経営戦略に基づき、翌年の各作物の営農計画書を作成

## 食糧法における規定

（主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針）  
第二条 政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため…米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進…を図る…ものとする。

2 政府は、前項に規定する生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては…水田における稻以外の作物の生産の振興に関する施策その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じて、これを行うよう努めなければならない。

3 (略)

（生産調整方針の認定）

第五条 …生産出荷団体等…は…生産調整方針…を作成し、当該生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けることができる。

2 生産調整方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 …生産数量目標…の設定方針

二 生産数量目標を達成するためとるべき措置…

3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

一 生産調整方針の内容が基本指針に照らして適切なものであること。

二・三 (略)

4 (略)

生産数量目標の配分はH29年産で終了済だが、食糧法には、生産数量目標と生産調整方針の認定に関する規定が残置。

# 食糧法見直しの方向

## 流通実態の把握強化

- 事業開始の届出について、現行の出荷・販売に加えて、**加工・調製（中食・外食）の事業を行う者を対象に追加するとともに、事業の実施体制等を届出事項に追加する（※）。** (短期対策：流通把握①関係)
- 事業開始の届出をした者に対して、**定期的に米穀の在庫数量等の報告を求める。** (短期対策：流通把握①関係)
- 届出・定期報告等の適正性を担保するため、**罰則の引き上げ等の措置を講ずる。** (短期対策：流通把握②関係)

（※）新しい届出については、法の施行を待たずして農林水産省で受付開始できるよう経過措置を設けることを検討。

（※）流通実態の把握強化と米の備蓄の実効性を確保するため、届出事業者に守っていただく「米の適正な管理」「適切な在庫把握に基づく定期報告」等を適切に行うための判断基準（守られていない場合は、指導・勧告・公表を想定）を設けることを検討。

## 米の備蓄

- **需要量の増加等の要因による供給の不足にも備えて保有できるよう、米穀の備蓄の目的を見直す。（引き続き「量」に着目することは変わらず。）** (短期対策：備蓄政策①関係)
- 政府備蓄を補完するため、一定規模以上の民間事業者に対して、**基準量（最低限維持すべき量）以上の米穀の保有を義務付ける**とともに、供給が不足等する場合に、事業者に**放出の指示**（基準量引き下げ、**従わない場合は勧告・公表**）を行い、その保有量を取り崩して市場に供給することとする等の制度（**民間備蓄制度**）を創設する。 (短期対策：備蓄政策④関係)

## 生産調整に関する規定の削除・需要に応じた生産の促進

- 生産調整に関する規定に代えて、政府は**需要に応じた生産を促進すること**、**生産者は需要に応じた生産に主体的に努力すること**等を法定化し、その前提として**国及び地方公共団体による情報提供の責務等を規定する。**